

東京医科歯科大学出願資格個別審査に関する取扱要領

2020年 7月30日
入学試験委員会承認

本学における出願資格認定個別審査に関する取扱いについて、次のとおり定める。

1. 個別審査の申請を行うことができる者

学校教育法施行規則第150条第7号に該当する者で、本学に入学する意志があり、本学に入学するための一般選抜入学試験の個別審査を希望する者。

2. 申請受付期間及びその公表

毎年度、入学試験時期を勘案して決定することとし、当該年度の「入学者選抜要項」に掲載、公表する。あわせて大学のホームページ上に公表する。

3. 個別審査方法

本学の指定する申請書類（別紙1-1, 1-2）及びその添付書類として、高等学校課程に相当する課程等における学習歴を証明する書類※により行う。

なお、審査の要件として、高等学校相当の学習歴3年以上、学習歴の内容が「高等学校学習指導要領」に準じると認められることを要する。

※学習歴を証明する書類：出身（在学）学校の学則、成績証明書等

4. 個別審査の決定通知

(1) 本学の定める様式（別紙2-1, 2-2）により申請者本人に通知する。

(2) 認定通知を受理した者は、本学に出願する際、認定通知の写1部を出願書類として提出する。

5. 申請先

〒113-8510

東京都文京区湯島1-5-45

東京医科歯科大学 統合教育機構入試課 学部入試係

TEL 03-5803-5084

6. 申請方法

速達書留郵便（「出願資格認定申請書類在中」と明記すること）によることとし、返信用封筒（申請者の宛先を明記し、速達書留による返信用切手（809円）を貼付けのこと。）を同封すること。

7. その他

個別審査の時点において学習歴が修了（又は修得）見込み等である者が、認定を受け本学の一般選抜試験に合格し、本学に入学する場合には、改めて必要な書類の提出を求める。